

(お知らせ)

平成 24 年度悪臭防止法施行状況調査について

平成 26 年 1 月 30 日 (木)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通：03-5521-8299
代 表：03-3581-3351
室長事務取扱：真先 正人 (内線 6510)
係 長：桑原 厚 (内線 6543)
係 員：中山 慧里香 (内線 6545)

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成 24 年度における悪臭防止法の施行状況を取りまとめました。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 24 年度末現在、全国の市区町村の 73.5%に当たる 1,281 市区町村でした。

(2) 臭気判定士の状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 24 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が 3,120 名 (前年度 3,099 名) となりました。

(3) 悪臭苦情の状況

悪臭苦情の件数は、平成 24 年度は 14,411 件であり、前年度に比べ 158 件減少し、9 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 4,038 件 (全体の 28.0%)、サービス業・その他が 2,209 件 (15.3%)、個人住宅・アパート・寮が 1,606 件 (11.1%) 等でした。

前年度と比較すると、野外焼却に対する苦情は 60 件 (1.5%) 増加していますが、他の苦情件数上位の項目では減少が目立っています。

(4) 悪臭防止法に基づく措置等の状況

平成 24 年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情は、5,803 件でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,700 件、報告の徴収は 422 件、測定は 82 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 34 件でした。また、悪臭防止法に基づく改善勧告が 1 件行われましたが、改善命令は行われませんでした。この他、悪臭防止に関する行政指導が 1,339 件行われました。

3. 調査結果の詳細

3-1. 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成24年度末現在、全国の市区町村の73.5%に当たる1,281市区町村であった（表1）。

表1 規制地域の指定状況（平成24年度末現在）

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
	市区町村数	市区町村数
市	789	738 (93.5%)
区	23	23 (100.0%)
町	746	463 (62.1%)
村	184	57 (31.0%)
計	1,742	1,281 (73.5%)

3-2. 臭気判定士の状況

平成8年に創設された臭気判定士については、平成24年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が3,120名（前年度3,099名）となった。

3-3. 悪臭苦情の状況

(1) 苦情件数の推移

平成24年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は14,411件と平成23年度（14,569件）から158件（1.1%）の減少であり、9年連続での減少となった。ただし、苦情件数が1万件前後であった平成3～5年度と比較すると、依然として高い水準である（図1）。

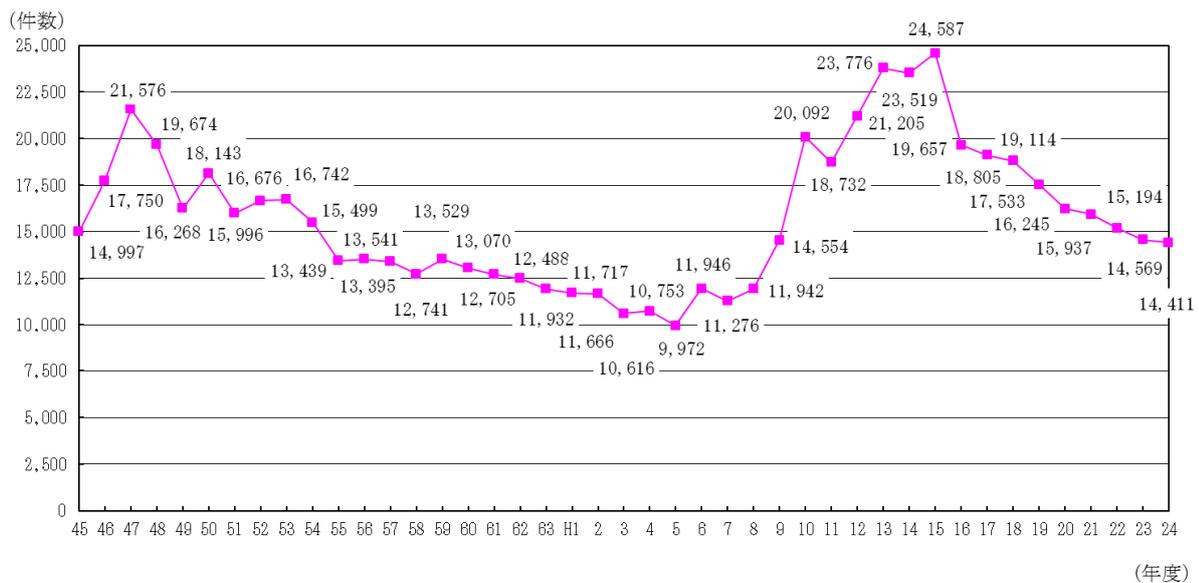


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成24年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、4,038

件で全体の28.0%を占めた。第2位はサービス業・その他の2,209件(15.3%)、第3位は個人住宅・アパートの1,606件(11.1%)であった(図2、図3)。

また、平成23年度と比較すると、野外焼却に対する苦情は60件(1.5%)増加しているが、他の苦情件数上位の項目では減少が目立っている。

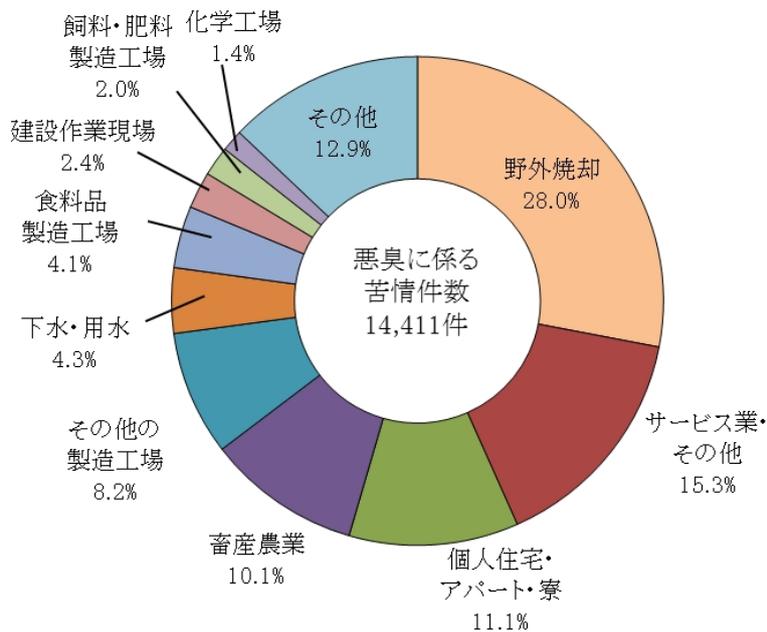


図2 悪臭に係る苦情の内訳 (平成24年度)

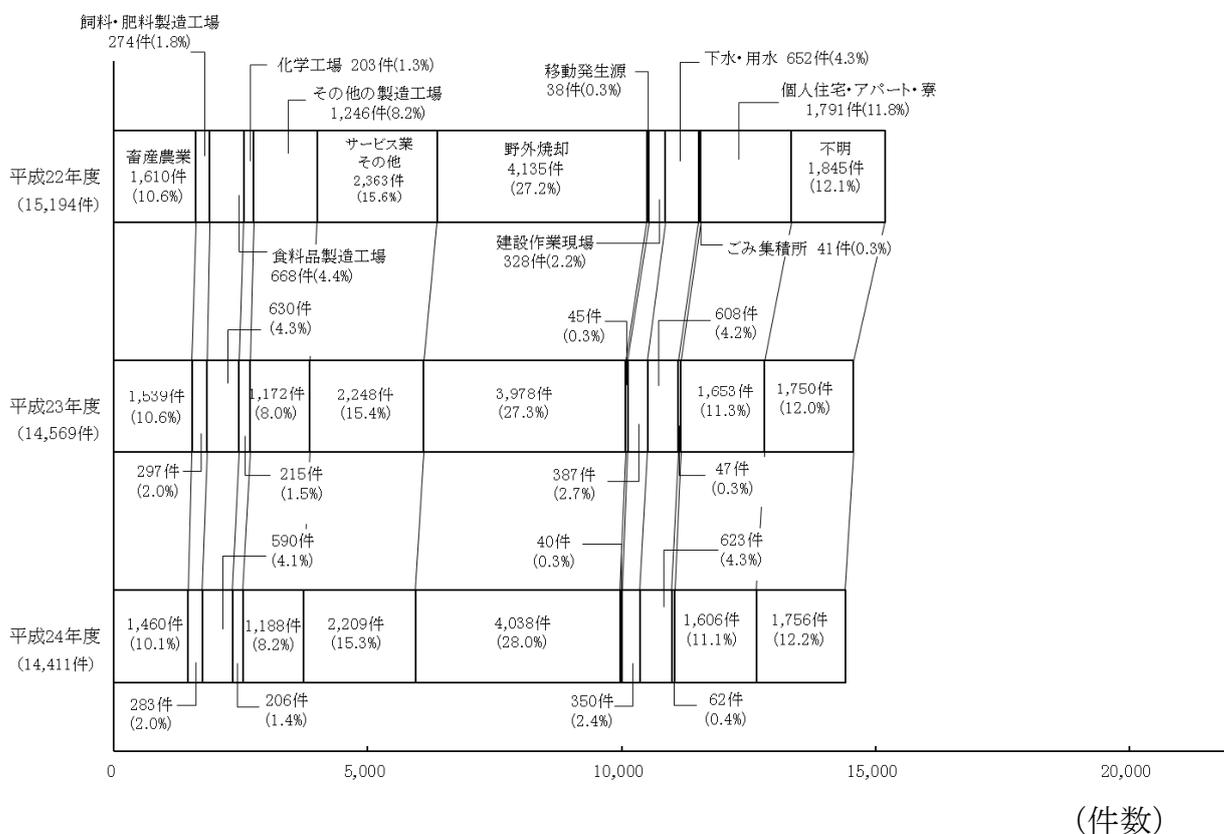


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

※四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

(3) 都道府県別の苦情件数

平成24年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,629件が最も多く、次いで愛知県1,354件、神奈川県1,170件、大阪府981件、埼玉県856件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の41.6%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数で見ると、このような傾向はみられず、地域によってばらつきがあることがわかった。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中23都道府県で苦情が減少した（表2、表3）。

表2 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
1 東京都	1,629	沖縄県	316
2 愛知県	1,354	宮崎県	200
3 神奈川県	1,170	山梨県	185
4 大阪府	981	愛知県	182
5 埼玉県	856	三重県	173
全 国	14,411	全 国 平 均	113

※人口は平成24年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表3 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	平成23年度	平成24年度	増減	対前年度増減比	都道府県	平成23年度	平成24年度	増減	対前年度増減比
北海道	232	228	△ 4	△ 1.7%	滋賀県	157	129	△ 28	△ 17.8%
青森県	90	89	△ 1	△ 1.1%	京都府	381	346	△ 35	△ 9.2%
岩手県	121	100	△ 21	△ 17.4%	大阪府	822	981	159	19.3%
宮城県	162	182	20	12.3%	兵庫県	470	333	△ 137	△ 29.1%
秋田県	134	103	△ 31	△ 23.1%	奈良県	106	115	9	8.5%
山形県	151	117	△ 34	△ 22.5%	和歌山県	147	134	△ 13	△ 8.8%
福島県	116	129	13	11.2%	鳥取県	46	38	△ 8	△ 17.4%
茨城県	398	499	101	25.4%	島根県	36	46	10	27.8%
栃木県	277	156	△ 121	△ 43.7%	岡山県	205	162	△ 43	△ 21.0%
群馬県	233	222	△ 11	△ 4.7%	広島県	220	220	0	0.0%
埼玉県	849	856	7	0.8%	山口県	153	136	△ 17	△ 11.1%
千葉県	657	738	81	12.3%	徳島県	76	58	△ 18	△ 23.7%
東京都	1,479	1,629	150	10.1%	香川県	71	86	15	21.1%
神奈川県	1,227	1,170	△ 57	△ 4.6%	愛媛県	176	195	19	10.8%
新潟県	208	199	△ 9	△ 4.3%	高知県	35	45	10	28.6%
富山県	68	69	1	1.5%	福岡県	475	510	35	7.4%
石川県	75	73	△ 2	△ 2.7%	佐賀県	57	93	36	63.2%
福井県	127	84	△ 43	△ 33.9%	長崎県	171	177	6	3.5%
山梨県	148	158	10	6.8%	熊本県	111	128	17	15.3%
長野県	219	223	4	1.8%	大分県	191	161	△ 30	△ 15.7%
岐阜県	289	231	△ 58	△ 20.1%	宮崎県	225	225	0	0.0%
静岡県	685	550	△ 135	△ 19.7%	鹿児島県	228	171	△ 57	△ 25.0%
愛知県	1,347	1,354	7	0.5%	沖縄県	415	445	30	7.2%
三重県	303	318	15	5.0%	合 計	14,569	14,411	△ 158	△ 1.1%

△は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 24 年度の総苦情件数 14,411 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 5,803 件 (40.3%) であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が 1,758 件 (12.2%) であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が 6,850 件 (47.5%) であった (表 4)。

表4 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	5,803 (40.3%)	1,758 (12.2%)	7,561 (52.5%)
規制対象外の 発生源	5,432 (37.7%)	1,418 (9.8%)	6,850 (47.5%)
合計 (%)	11,235 (78.0%)	3,176 (22.0%)	14,411 (100%)

3-4. 悪臭防止法に基づく措置等の状況

工場・事業場に対する措置等の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は 5,803 件 (前年度 5,903 件) であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が 1,700 件 (同 1,794 件)、報告の徴収が 422 件 (同 329 件)、測定が 82 件 (同 67 件)、測定の結果、規制基準を超えていたものが 34 件 (同 29 件) であった。また、改善勧告が 1 件 (同 4 件) 行われたが、改善命令は行われなかった (同 0 件)。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が 1,339 件 (同 1,358 件) 行われた (表 5)。

表5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況

	平成23年度	平成24年度	前年度増減比
立入検査	1,794	1,700	△5.2%
報告の徴収	329	422	28.3%
測定	67	82	22.4%
(うち基準超過)	29	34	17.2%
改善勧告	4	1	△75.0%
改善命令	0	0	-
行政指導	1,358	1,339	△1.4%
(参考) 苦情件数	5,903	5,803	△1.7%

△は減少を示す

注) 苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。